

令和4年度第3回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和4年度第3回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■番■■■■委員、■■番■■■■委員以上の2名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は12名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■■■■委員、■■■■委員にお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-7の案件につきまして、■■推進委員をお願いします。
	■■番	■■地区担当の■■です。受付番号3-7について報告します。場所は■■■■より■■■■を隔てて■■ハ約■■mの川向こうにございます。6月24日に■■委員とこの案件の譲り受け人である■■■さんと現地調査しました。譲り渡し人は十数年来譲り受け人に耕作を依頼しておりましてまた後継者が遠距離で生活をされておられるらしく、本人としては生きているうちに整理をしておきたいためということでした。譲り受け人は農業経営の拡大をはかるため所有権を移転するものであります。土地登記簿謄本等、公図の写しがそれぞれ添付されておりまして、またこの現地調査をして問題ないものと思われれます。審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第2号議案	議 長	続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしてお

		ります。4－8の案件につきまして、 ■■■■ 推進委員お願いします。
	■■■■ 番	■■■■ 地区担当の ■■■■ です。受付番号4－8について報告します。場所は ■■■■ 線の ■■■■ の前でございます。6月24日に ■■■■ 委員と ■■■■ さんと私の三人で現地調査を行いました。この案件は事後申請であります。駐車場として利用したため15年以上前に田んぼを埋め立てて使用しているものです。航空写真を見てもらえれば分かるんですが駐車場の部分と茶色の建物が母屋につながっていますがその部分も ■■■■ 番地の田んぼに入っているように見受けられます。土地登記簿、公図の写し、位置図、被害防除計画書、それから始末書、現況写真等添付してあります。審議のほどよろしく願いいたします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第3号議案	議 長	続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。5－3の案件につきましては、1月にすでに現地を確認し許可をした案件でございますが譲り渡し人の死亡に基づき相続人に名義変更されたものであるということでございますので、現地調査をお願いいたしておりません。 5－7の案件につきまして、 ■■■■ 推進委員お願いします。
	■■■■ 番	■■■■ 、 ■■■■ 地区担当の ■■■■ です。受付番号5－7について報告します。場所は ■■■■ 支所から ■■■■ へ ■■■■ kmほど行った ■■■■ 地区です。6月26日に ■■■■ 農業委員同行のもと調査しました。申請のあった農地は現在畑であるんですがナシ、リンゴが植え付けてありました。太陽光発電設備設置のための所有権移転の2種農地です。農地は県の崩落危険区域に指定されており以前に地滑り対策の工事が行われているところですが、傾斜地であり雨季にはかなりの水量が発生します。農地の所有者は現在 ■■■■ 市に住んでおられ電話連絡したところ申請は代理人をお願いしているとのことでした。下方に宅地があり宅地のかたにお話を聞いたんですが、これまでも地滑り対策の工事はしているんですが、大雨の時は避難したことがあるということでございました。また代理人のほうに電話連絡してみますと隣接との同意の協議は手落ちでしたということでした。以上のことから事前審査の段階では不適当と報告させていただきます。

	議 長	ありがとうございました。5-4、5-5、5-6の案件につきまして、 ■■■■ 推進委員お願いします。
	■■■■ 番	■■■■ 地区担当の ■■■■ です。受付番号5-4、5-5、5-6について報告します。6月25日に ■■■■ 農業委員さんと、 ■■■■ 園の ■■■■ さんと調査をしました。5-4と5-5についてですがもう埋め立てをされており露店駐車場として使われております。始末書も添付されております。それから5-6につきましても車庫が建っておりましてこれも始末書が添付されております。審議のほどよろしく願いいたします。
	議 長	ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。とりわけ、5-7については農業委員さん推進委員さんにおいて設置することが不適當ではないかという調査結果の内容がございます。合わせて皆さま方のご見解をお願いいたします。
	議 長	これはだいぶ勾配があるよね？
	事務局長	はい。
	■■■■ 番	代理人に電話したところ隣接の同意を得るのを忘れていたのはこちらの落ち度で、保留にしておいてくださいという返事があったんですが。
	■■■■ 番	隣接しているかたとお話をしましてこのソーラーシステム設置については反対であるというご意見をいただいております。こちらの農地はハザードマップでは黄色または茶色となっていてこのような農地に転用の許可を出すかということは、私が経験した農業委員会の中では今までに事例がないわけです。こういった場合は許可ができるかどうか、ソーラーシステム以外の転用といいますか所有権の移転とかそういうのができるのか分からないところであります。これが隣接されているかたが同意をして所有権が移転できるとなったとして農業委員会としてこういったケースの農地の所有権移転を認められるかどうか、そういったことを含めてお考え頂きたいと思っています。いずれにしても申請代理人の方からこの件については隣接しているかたの同意の交渉はしていませんので保留にさせていただきたいという申し出がありましたので、審議のほうよろしく願い致します。
	議 長	先ほど説明がありましたようにこの地域が地滑り地帯ということでその工事をやった後ということとあわせて下流域の民家のほうへも土砂の流出が現状でもあるということになりますと万一下流域での事故発生を想定すると許可することは妥当ではないかなと私は思いますが、皆様のご意見があればお聞かせください。
	■■■■ 番	以前私が担当した地域でもこういう急傾斜地で太陽光パネルを設置というような案件があったんですが、そこは下流には隣家がなかったもんですから良かったんですが、それでもどうなのかなという思いがしましたがこれは完全に隣家があるし地滑り地帯ということであれば許可案件に

		は不適當であるというふうに私は考えております。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第5条に規定による許可申請について」5-7の案件については申請代理人のほうから保留の意思表示がありましたので保留とすることとします。
	議 長	次の5-4から5-6の案件でご質問がございましたらお願いをいたします。
	■番	補足をさせていただきますと航空写真の5ページをご覧ください。■の田というところがございます。ここが現在グラウンドとして使用されているところで、すでに田からグラウンドへの地目変更の許可は出している案件であります。今回■の老朽化に伴いまして■の真ん中に道と水路が通っておりますが、この赤い旗が建っている方へ新しく■の建設をするということで周辺の農地を駐車場として整備をして活用しようという流れの案件でございます。それと■の中に赤線が一本上に向いて通っておりますがこれも現在買収へ向けて手続き中のものでございます。今年度中に園舎を建設し来年の4月から教養開始をするという計画と聞いております。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第5条に規定による許可申請について」5-4から5-6の案件について申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第4号議案	議 長	続きまして議案第4号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。1-2の案件につきまして、■推進委員をお願いします。
	■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号1-2について報告します。場所は■■■■所より■■■■を■へ約■■■■行き■■■■があるんですがその付近を南方向に■■■■入ったところにあります。令和4年6月24日に■■■■委員と申請人でありまして■■■■氏同行のもと現場の確認と聞き取りをいたしました。申請地については令和3年の利用状況調査でE判定となっており申請人によればここ30年以上は耕作をしていないということです。放置をしていたので現況についてもすでに山林化しており農地への復元は困難と思われます。審議のほどよろしく願いいたします。
	議 長	ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

	■番	これは農地パトロールでE判定が出たということだったら何か特別な理由がない限りは放っておいたら非農地通知が出るから個人でなくてもできるんじゃないかなと。何か急ぐ理由があるんでしょうか。
	■番	特に理由は確認していないんですけど、すぐ近くに■んというお宅があるんです。その家のすぐ近くなので非農地証明したほうがいいんじゃないかなという考えだったんじゃないかと推測します。
	事務局長	事務局のほうでお話を聞いております内容は、当初3条の所有権移転の申請をしようとしていた案件であります。ただし3年作付けという部分で難しいということで非農地証明の申請をしていただくというような案件にさせていただいております。先ほど■推進委員から説明がありましたように、この土地は■さんのお家の近くですので■さんのほうに譲り渡したいという意向があるようでございます。そういった関係で今回非農地証明の申請がなされているというふうに理解しています。
	■番	このような事例をE判定ということで前回されているということなんですが、現況写真を見ると昨年草刈りをしていらっしやとお見受けできます。これが今までの事例から見ると非農地とするのは認めがたいような状況に思います。所有権移転するから非農地にして欲しいということなんですけども今の現況のまま所有権移転しても差し支えなからうと思いますがどうでしょうか？
	■番	1枚目の写真につきましては完全に山林化しております。家の近くの土地につきましても傾斜が30度から35度あります。これは以前に崩落をしたとの説明を受けました。そのあとに■の家の近くなので迷惑をかけないように人に頼んで草刈りをしてもらっているんだと説明を受けました。もう畑の形状を成しておりません。数年前になかなか雪が溶けなかったので立木があったのを切られたそうです。その切り株のあと、崩落の状況、こういったものはすべて確認をさせていただいております
	議 長	■が土砂崩れしたほう？
	■番	上に道路があるんですけども昔奥に家があったということでその土砂をある程度落とされたものがずれたんじゃないかと思うんですが、そこら辺の詳しいことは本人さんはもう承知していないということで、畑にしては勾配が急なんですねとお話ししたら、上から土を落としたか崩れたかしたんじゃないかと言っておられたので、畑の形状を成しておりません。勾配は30度ぐらいで草刈りは毎年されているみたいです。ただ草刈りをされてるからこれを畑に復元できるかといったら、見た限りではできない状況です。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第4号「非農地証明申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

		(全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第5号議案	議 長	続きまして議案第5号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議 長	ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■ 番	別紙2の部分、農用地区域への編入ということになっているんですが、もともとここは田や畑だったけど農振地域外だったんでしょうか。それを農振地域に編入するということでしょうか？
	■	これは農振区域内の用途区分の変更になります。
	■	補足させていただきます。これはもともと農業振興地域内の田や畑でした。それが農業用倉庫がありますので用途区分の変更ということで田から農業用施設へ用途区分の変更ということになります。編入もありますが編入は農振地域外からの編入ということでここには編入という扱いはなくて用途区分の変更ということになります。
	■ 番	200㎡以下ということで届け出だけで済むはずなんですが全部こういうふうに上げてきてたんですか？今回初めて見るような気がするんですが。届け出だけでも変更として上がってくるんでしょうか。
	■	200㎡以下につきましても除外のほうは実施をしなくてはいけません。許可のほうの届け出は不要かもしれませんが農振地域の除外については200㎡未満であっても許可や申請を行うことになります。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第5号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
	議 長	以上で本日まで提案します議案については終了しました。
		午後2時25分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和4年7月29日
		番 委員 番 委員